相談支援事業所　すまいるぱれっと

事業所概要

所在地：　大阪府大東市大東市北条 2 丁目 2 番 7 号

営業日：　月曜日～金曜日

休業日：　土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 5 日まで

営業時間：　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

電話番号：　072-813-0853

FAX 番号:　072-813-0863

対象者：　身体障害・知的障害・精神障害・難病

実施地域：　大東市、四條畷市、門真市、東大阪市、寝屋川市、大阪市鶴見区の全域

担当相談支援専門員：森　達彦

(相談支援従事者初任者研修(7 日間過程)、介護福祉士、強度行動障害支援者養成研修(実践)、医療的ケア児支援者養成研修修了者)

算定加算

当事業所では、**強度行動障害支援者養成研修(実践)、医療的ケア児等支援者養成研修修了者**を配置しておりますので、以下の加算を算定しております。

●行動障害支援体制加算　35 単位/月

行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支 援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、 専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

●要医療児者支援体制加算　35 単位/月

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な計 画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等支援者養成研修等 を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

すまいる
ぱれっと
SMILE PALETTE

～相談支援事業所とは～

障がいがある方の生活を支える「福祉サービス」は種類が多岐にわたり、自分に合った物を選んで利用する。ということは複雑で大変難しいです。
そんなサービスをうまく使うためのお手伝いを提供する事業が、「相談支援事業」となります。

・生活に困っているけれど、自分ではどうしていいかわからない
・自分や家族の場合にはどんなサービスを利用できるのだろう
・福祉サービスを利用したいけれど、どこに行って何をすればいいのかわからない
・長いこと障がい者支援施設（入所施設）で暮らしているが、施設を出るにはどうしたらいいか
・ひとり暮らしで何か困ったことがあった時、助けてもらうにはどうしたらいいか

等の困りごとはありませんか？

相談支援事業所は障がいがある人の相談を専門に受け付けている機関なので、このような疑問や悩みに対応しています。

●具体例
・障がいのある本人や保護者などの相談への対応
・必要な情報を提供　・福祉サービスの利用をサポート
・権利擁護のための必要な援助

■詳細
□生活に関する相談に応じるとともに、障がい児者福祉サービスを申請する際に必要となる「サービス等利用計画（案）」を作成する事により、障がい児者の抱える課題の解決・適切なサービス利用に繋げる
□市町村からの支給が決定した後には、障がい福祉サービス事業者などとの連絡調整やサービスの利用調整を行う
□支給決定を受けている障がい児者の生活状況や福祉サービスの利用状況などの確認（モニタリング）を行い、必要に応じて関係機関を集めた担当者会議を開催するほか、支給決定の更新、見直しなどに関する調整等の業務を行っていきます。
※障害児者福祉サービス以外の紹介も可能です。
上記相談はすべて無料でご相談頂けますので、安心して何度でもご相談ください。
もし現在、生活に対する困りごとがあるという方は、ご相談をお待ちしております。